

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

条 例

○北海道公益認定等審議会条例…………… (行政改革課)	2
○北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例…………… (人事課)	3
○北海道核燃料税条例…………… (税務課)	5
○北海道科学技術振興条例…………… (科学技術振興課)	6
○北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例…………… (国民健康保険課)	10
○北海道医師養成確保修学資金等貸付条例…………… (地域医師確保推進室)	10
○北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例…………… (総務部総務課)	13
○北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例… (総務部総務課)	14
○北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例… (人事課)	14
○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課)	15
○北海道部設置条例の一部を改正する条例…………… (人事課)	31
○北海道職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課)	31
○北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例… (人事課)	33
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	33
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課)	33
○特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (税務課)	34
○北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例 …………… (北方領土対策本部)	34
○北海道企画振興部手数料条例の一部を改正する条例 (企画振興部総務課)	35
○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)	35
○北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例…………… (環境政策課)	37
○北海道立開拓記念館条例の一部を改正する条例… (道民活動文化振興課)	38
○北海道立開拓の村条例の一部を改正する条例…………… (道民活動文化振興課)	38

○北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例 …………… (道民活動文化振興課)	38
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課)	38
○北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例…………… (医療政策課)	40
○北海道立看護学院条例の一部を改正する条例…………… (医療政策課)	40
○北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例…………… (健康推進課)	41
○北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例 …………… (国民健康保険課)	41
○北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例 …………… (福祉援護課)	42
○北海道心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例 …………… (障害者保健福祉課)	42
○北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例… (子ども未来推進局)	44
○北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例…………… (経済部総務課)	44
○北海道計量検定所条例の一部を改正する条例…………… (経済部総務課)	45
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部 を改正する条例…………… (経済部総務課)	45
○北海道立工業試験場条例の一部を改正する条例…………… (産業振興課)	46
○北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例…………… (産業振興課)	46
○北海道立食品加工研究センター条例の一部を改正する条例 (産業振興課)	46
○北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例 …………… (産業振興課)	47
○北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例 …………… (人材育成課)	47
○北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例…………… (農政課)	47
○北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例…………… (畜産振興課)	48
○北海道立農業試験場条例の一部を改正する条例…………… (技術普及課)	48
○北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例 (水産林務部総務課)	49
○北海道立水産試験場条例の一部を改正する条例…………… (水産振興課)	49
○北海道立水産孵化場条例の一部を改正する条例…………… (水産振興課)	49
○北海道漁港管理条例の一部を改正する条例…………… (漁港漁村課)	49
○北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例… (漁港漁村課)	51

○北海道立林産試験場条例の一部を改正する条例……………（森林活用課）	52	北海道公益認定等審議会条例をここに公布する。
○北海道立林業試験場条例の一部を改正する条例……………（森林活用課）	52	平成20年 3月31日
○北海道立道民の森条例の一部を改正する条例……………（森林活用課）	52	北海道知事 高 橋 はるみ
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例……………（建設部総務課）	52	北海道条例第1号
○北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………（道路課）	57	北海道公益認定等審議会条例
○河川法施行条例の一部を改正する条例……………（河川課）	59	（趣旨）
○砂防法施行条例の一部を改正する条例……………（砂防災害課）	60	第1条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第2項の規定に基づき、北海道公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
○北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………（砂防災害課）	61	（組織）
○北海道景観条例……………（都市計画課）	62	第2条 審議会は、委員3人以上7人以内で組織する。
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例……………（都市環境課）	67	2 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
○北海道公共下水道条例の一部を改正する条例……………（都市環境課）	68	3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
○北海道立北方建築総合研究所条例の一部を改正する条例…（建築指導課）	69	4 委員は、再任されることができる。
○北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例……………（企業局工業用水道課）	70	（職権の行使）
○北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例……（教育庁総務課）	70	第3条 委員は、独立してその職権を行う。
○北海道立学校条例の一部を改正する条例……………（教育庁高校教育課）	70	（委員の身分保障）
○北海道立青年の家条例の一部を改正する条例……………（教育庁生涯学習課）	71	第4条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
○北海道立少年自然の家条例の一部を改正する条例…（教育庁生涯学習課）	71	（委員の服務）
○北海道立博物館条例の一部を改正する条例……………（教育庁生涯学習課）	71	第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
○北海道立美術館条例の一部を改正する条例…（教育庁文化・スポーツ課）	72	2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
○北海道立体育センター条例の一部を改正する条例……………（教育庁文化・スポーツ課）	73	（会長）
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（教育庁給与課）	74	第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
○市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（教育庁給与課）	82	2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例…（警察本部会計課）	84	
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（警察本部警務課）	84	
○北海道立教職員検診センター条例を廃止する条例……………（教育庁福利課）	98	
条 例		

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第9条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

(会長への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第2号

北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。)の法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績、当該申請に係る大学等課程の履修(法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。)又は国際貢献活動(同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。)の内容その他の事情を考慮した上で、同項の規定により自己啓発等休業の承認をすることができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、3年)、国際貢献活動のための休業にあっては3年を超えない範囲内の期間とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)

(2) 学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うものと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)

(3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を

含む。）

（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、国際交流の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの（自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

（報告等）

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

（職務復帰後における号俸の調整）

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との権衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号俸を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第11条 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要

しない期間に該当するものとする。

- 2 自己啓発等休業をした期間についての北海道職員等の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の知事が定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

（北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）

- 2 北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成18年北海道条例第86号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- （1）地方公務員法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業をした期間（北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部改正）

- 3 北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成20年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第13条第1項第3号」を「第13条第1項第4号」に改める。
（北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 4 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

- 第18条の2 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

北海道核燃料税条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第3号

北海道核燃料税条例

（課税の根拠）

- 第1条 道は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

（定義）

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）発電用原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。

（2）核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。

（納税義務者等）

- 第3条 核燃料税は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

- 2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日になされたものとする。

（1）発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定により経済産業大臣が行う使用前検査のすべてに合格した日

（2）発電用原子炉について電気事業法第54条第1項の規定により経済産業大臣が行う定期検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期検査が終了した日

（3）前2号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

（課税標準）

- 第4条 核燃料税の課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料につき既に核燃料税が課され、又は課されるべきであったものを除く。）の価

額とする。

- 2 前項の価額は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。

（税率）

第5条 核燃料税の税率は、100分の12とする。

（徴収の方法）

第6条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

（申告納付の手続等）

第7条 核燃料税の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して2月（第3条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月）を経過する日の属する月の末日（第4条第2項の取得原価が確定しないことその他やむを得ない事由によって同日までに申告納付することができないと認められる場合においては、知事が指定する日）までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する核燃料税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

- 2 前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

（不足税額等の納付）

第8条 核燃料税の納税義務者は、法第276条第4項の規定による核燃料税の更正若しくは決定の通知、法第278条第5項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第279条第4項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。）、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を当該通知書で指定する期限までに納付書によって納付しなければならない。

（賦課徴収）

第9条 核燃料税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又

は北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第1項中「(9) 道固定資産税」とあるのは「(9) 道固定資産税」と、同条例第8条第1項中「(9) 道固定資産税 大規模の償却資産の所在地」とあるのは「(9) 道固定資産税 大規模の償却資産の所在地」と、同条例第9条第2項中「(9)の2 核燃料税 発電用原子炉の所在地」とあるのは「(9)の2 核燃料税 発電用原子炉の所在地」とする。

（規則への委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の発電用原子炉への核燃料の挿入について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。
- 3 この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。
- 4 この条例は、施行日からこの条例の失効の日の前日までの期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

北海道科学技術振興条例をここに公布する。

平成20年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第4号

北海道科学技術振興条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 科学技術の振興に関する基本的施策等

第1節 基本計画（第10条）

第2節 科学技術の振興に関する基本的施策（第11条—第18条）

第3章 北海道科学技術審議会（第19条—第26条）

附則

科学技術の進歩は、20世紀以降の工業化の進展やそれに伴う経済活動の拡大など、これまで人々に繁栄と豊かさをもたらしてきており、地球環境の保全や安全で安心な生活の実現など、時代の要請にこたえる科学技術の重要性はますます高まっている。

北海道は、雄大な山河や森林、湿原、湖沼などが広がる大地に多様な植生や野生動物が息づく豊かな自然環境と資源に恵まれており、私たちは、美しい北海道の自然環境と経済発展とが調和する社会を築き上げ、将来の世代に引き継いでいく責務がある。

こうした状況の中で、地域の強みや資源を生かしつつ、自由な発想の下、北海道から科学的発見や技術的発明などを基盤とした新たな価値を生み出すとともに、本道をめぐる様々な課題に対応していくことが求められている。

そのためには、科学技術の振興に携わる者が共通の目標を持ち、国際的な視点に立って、適切な役割分担による協働を推進するとともに、道民が科学技術に対する理解と関心を高め、社会全体で科学技術の将来の担い手を育成していかなければならない。

このような考え方に立って、科学技術の振興を通じ、本道の経済の活性化と自立的発展、安全で安心な生活基盤の創造及び環境と調和した持続的な社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに大学等、事業者、支援団体、金融機関等及び道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本道における科学技術の水準の向上並びに新たな経済的価値及び社会的価値の創出を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「大学等」とは、道内に所在する大学及び高等専門学校その他試験研究機関（道又は事業者が設置するものを除く。）をいう。

2 この条例において「支援団体」とは、科学技術に対する理解の増進、大学等又は事業者が行う研究開発その他の科学技術の振興に資する取組を支援する法人又は団体であって、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「金融機関等」とは、銀行、信用金庫その他の金融機関及び株式の取得等を通じて業として事業者に対する投資を行う者であって、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。

4 この条例において「産学官」とは、事業者、大学等、支援団体、国、道及び市町村をいう。

（基本理念）

第3条 科学技術の振興は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 本道の経済の活性化、道民生活の安定向上及び環境と調和した社会の実現に重要な役割を果たすとの認識の下に、国際的な視点に立ちつつ行うこと。
- (2) 研究者及び技術者の創造性が十分に発揮されることを旨として、広範な分野における基礎研究、応用研究及び開発研究の調和を図りつつ行うこと。
- (3) 産学官及び金融機関等の適切な役割分担による協働により取り組むこと。
- (4) 農林水産物等の資源、気候、風土等の地域特性その他地域の潜在力を生かすこと。
- (5) 道民の理解及び協力の下、活力を持って持続的に行われること。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村その他の関係者との緊密な連携の下、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 道は、市町村が科学技術の振興に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（大学等の役割）

第5条 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成並びに研究及びその成果の

社会への還元等を通じ、地域貢献及び地域における知の拠点としての機能の充実に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、研究開発、新技術の導入、研究成果の実用化、新製品の創出等を通じ、事業活動の高度化及び地域経済への寄与に努めるものとする。

（支援団体の役割）

第7条 支援団体は、基本理念にのっとり、道民の科学技術に対する理解の増進並びに研究成果の普及及び移転への支援等を通じ、本道における科学技術の振興を促進するよう努めるものとする。

（金融機関等の役割）

第8条 金融機関等は、基本理念にのっとり、地域における事業者の意欲ある取組の発掘及び育成、事業化に向けた産学官への助言等を通じ、地域経済の活性化に努めるものとする。

（道民の役割）

第9条 道民は、基本理念に対する理解を深め、科学的なものの見方及び考え方を育むことが重要であること並びに科学技術の振興が道民生活の向上及び地域社会の活性化に資することを認識し、科学技術の振興に関する催し等に積極的に参加するよう努めるものとする。

第2章 科学技術の振興に関する基本的施策等

第1節 基本計画

第10条 道は、本道における科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 科学技術の振興に関する基本的な目標及び施策
- (2) 科学技術の振興に関し重点的に講ずる措置
- (3) 施策を推進するための手法及び体制
- (4) その他科学技術の振興に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道科学技術審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 科学技術の振興に関する基本的施策

（研究開発の充実及び研究成果の移転等の促進）

第11条 道は、国等の関係機関と連携し、研究者等の交流、共同研究の体制の構築等を通じた研究開発に関する拠点の形成、大学等における研究開発の推進並びに研究成果の移転及び事業化の促進に必要な措置を講ずるものとする。

（道における試験研究等の推進）

第12条 道は、道民生活の向上並びに産業の育成及び発展等のため、効果的かつ機動的な試験研究機能の充実に努め、地域の課題に対応した研究開発及びその成果の普及並びに技術支援等を推進するものとする。

（産学官及び金融機関等の協働の促進）

第13条 道は、科学技術の振興に当たって、産学官及び金融機関等の適切な役割分担による協働が重要であることにかんがみ、その促進に必要な措置を講ずるものとする。

（知的財産の創造、保護及び活用）

第14条 道は、本道の活力を維持し、その強化を促進するため、国等の関係機関と連携し、知的財産の創造、保護及び活用に必要な措置を講ずるものとする。

（人材の育成等及び道民の理解の増進）

第15条 道は、国等の関係機関と連携し、学習の機会の充実、科学技術に関する啓発及び知識の普及等により、科学技術を支える人材の育成及び確保並びに道民の科学技術に対する理解の増進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、科学技術の振興に関して優れた取組をした者に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

（科学技術の振興を図るための体制の整備）

第16条 道は、国等の関係機関と連携し、科学技術の総合的かつ戦略的な振興を図るために必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第17条 道は、科学技術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進状況の公表)

第18条 知事は、毎年、科学技術の振興に関する施策の推進状況について公表しなければならない。

第3章 北海道科学技術審議会

(設置)

第19条 北海道における科学技術の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道科学技術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第20条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、科学技術の振興に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 基本計画の推進に関し調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、科学技術の振興に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第22条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 科学技術の振興に関する知見を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 知事は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第25条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(北海道科学技術審議会条例の廃止)
- 2 北海道科学技術審議会条例（昭和28年北海道条例第3号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道科学技術審議会条例（以下「旧条例」という。）の規定により置かれている北海道科学技術審議会（以下「旧審議会」という。）は、第19条の規定により置かれた審議会とみなす。

なす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項の規定により旧審議会の委員に委嘱されている者は、第22条第1項の規定により審議会の委員に任命された者とみなす。この場合において、委員の任期については、その者が旧条例第3条第2項の規定により委嘱された日から起算する。

5 この条例の施行の日前に、基本計画の策定に関し、旧審議会の意見を聴いたときは、同日以後においては、第10条第4項の規定による意見の聴取をしたものとみなす。

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第5号

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例

（設置）

第1条 後期高齢者医療の財政の安定化を図るために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定により、北海道後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（拠出率）

第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する条例で定める割合は、1万分の3とする。

（基金の使用）

第3条 基金は、高齢者の医療の確保に関する法律第116条第1項第1号に掲げる事業に係る交付金の交付及び同項第2号に掲げる事業に係る貸付金の貸付けを行う場合に限り、その全部又は一部を使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法

により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道医師養成確保修学資金等貸付条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第6号

北海道医師養成確保修学資金等貸付条例

（目的）

第1条 この条例は、将来医師として道内の医師が不足する地域に所在する公的医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関をいう。以下同じ。）に勤務しようとする者に対し、その修学又は研修に必要な資金を貸し付けることにより、地域医療を担う医師の養成及び確保を図り、もって道内における医療の提供体制の充実に資することを目的とする。

（貸付けの対象）

第2条 道は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める資金を貸し付ける。

（1）道内の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）の医学部に在学中の地域枠入学者（卒業した後一定期間

道内の地域医療に従事することを条件として入学した者で知事が定めるものをいう。)であって、将来医師として知事が指定する道内の公的医療機関(以下「指定公的医療機関」という。)に5年以上勤務しようとする者 大学における修学に必要な資金(以下「大学修学資金」という。)

(2) 道内の大学の大学院(医学を履修する課程に限る。以下同じ。)に在学中の臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定による臨床研修をいう。以下同じ。)を修了している学生であって、将来医師として指定公的医療機関に貸付期間に相当する期間以上勤務しようとする者 大学院における修学に必要な資金(以下「大学院修学資金」という。)

(3) 道内の医師法第16条の2第1項に規定する病院において現に臨床研修又は専門研修(臨床研修を修了した医師の専門性を高める研修をいう。以下同じ。)(以下「臨床研修等」という。)を受けている医師であって、将来医師として指定公的医療機関に貸付期間に相当する期間以上勤務しようとする者 臨床研修等に必要な資金(以下「研修資金」という。)

(貸付けの条件)

第3条 大学修学資金、大学院修学資金及び研修資金(以下これらを「修学資金等」という。)の貸付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 大学修学資金 6年以内
- (2) 大学院修学資金 4年以内
- (3) 研修資金 2年以内

2 修学資金等の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 大学修学資金 大学の入学料及び授業料に相当する額並びに月額12万円
- (2) 大学院修学資金及び研修資金 月額20万円

3 修学資金等は、無利子とする。

(貸付けの申請)

第4条 修学資金等の貸付けを受けようとする者は、2人の連帯保証人を立て、規則で定めるところにより、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、貸付けの適否及び貸付期間を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第5条 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 大学修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。

3 連帯保証人が欠けたとき又は破産手続開始の決定その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな連帯保証人を立て、知事に届け出なければならない。(貸付けの決定の取消し等)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けの決定を取り消さなければならない。

(1) 大学修学資金又は大学院修学資金(次項及び第10条第1号においてこれらを「修学資金」という。)の貸付けを受けた者が、次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 退学したとき。

イ 正規の修業年限以内に大学を卒業できないこと又は正規の標準修業年限以内に大学院の課程を修了できないことが明らかになったとき(疾病その他やむを得ない理由によると認められるときを除く。)

ウ 疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。

(2) 研修資金の貸付けを受けた者が、次のア又はイのいずれかに該当するとき。

ア 臨床研修等を中止したとき。

イ 疾病その他の理由により臨床研修等の継続が困難であると認められるとき。

(3) 修学資金等の貸付けを受けた者が、当該貸付けを受けることを辞退したとき。

(4) その他修学資金等の貸付けを受けた者について当該貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分(大学修学資金の授業料に相当する額の分にあつては、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの月数を12で除して得た数を授業料の年額に乗じて得た額の分)の修学資金(大学修学資金の入学料に相当する額を除く。以下この項において同じ。)

の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分（大学修学資金の授業料に相当する額の分にあっては、当該月数に相当する分）として既に貸し付けられた修学資金があるときは、当該修学資金は、当該貸付けを受けた者が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けられたものとみなす。

3 知事は、研修資金の貸付けを受けた者が臨床研修等を休止したときは、臨床研修等を休止した日の属する月の翌月から臨床研修等に復帰した日の属する月までの分の研修資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた研修資金があるときは、当該研修資金は、当該貸付けを受けた者が臨床研修等に復帰した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けられたものとみなす。

4 知事は、前2項の規定により修学資金等の貸付けを停止した場合（当該貸付けを受けた者が疾病その他やむを得ない理由により休学し、又は臨床研修等を休止したことによる場合に限る。）において必要があると認めるときは、第3条第1項各号に定める貸付期間にかかわらず、第4条第2項の規定により決定した貸付期間を延長することができる。

（返還の債務の当然免除）

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し付けた修学資金等の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 大学修学資金の貸付けを受けた者が、大学を卒業した日から1年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格し、当該医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から臨床研修を受け、かつ、当該臨床研修を修了した日の属する月の翌月から医師として指定公的医療機関に引き続き勤務した場合において、その引き続き勤務期間が3年に達し、かつ、当該勤務期間が3年に達した日の属する月の翌月の初日から同日から起算して4年を経過する日までの間に、医師として指定公的医療機関に2年以上勤務したとき。

(2) 大学院修学資金又は研修資金の貸付けを受けた者が、大学院の課程又は臨床研修等を修了した日（専門研修に係る研修資金の貸付けを受けた者にあっては、当該貸付期間が満了した日。次条第3号において同じ。）の属する月の翌月から医師として指定公的医療機関に当該貸付けを受けた期間（前条第2項又は第3項の規定により貸付けが停止された期間を除く。次条第3号に

おいて同じ。）に相当する期間引き続き勤務したとき。

(3) 修学資金等の貸付けを受けた者が、前2号に規定する医師として指定公的医療機関に勤務している期間（以下「公的医療機関勤務期間」という。）中に、当該業務上の事由により死亡したとき又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務の継続が困難であると認められるとき。

2 修学資金等の貸付けを受けた者が、医師として指定公的医療機関に勤務した場合において、疾病その他やむを得ない理由により知事の承認を受けて当該勤務を中断したときは、当該中断の前の勤務期間と当該中断の後の勤務期間とを通じ、引き続き勤務したものとみなす。この場合における前項及び次条の規定の適用については、同項第1号及び同条第2号カ中「同日から起算して4年を経過する日」とあるのは、「知事が指定する日」とする。

3 公的医療機関勤務期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、規則で定める。

（返還）

第8条 修学資金等の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日まで（第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間満了後1月以内）に、貸付けを受けた修学資金等を返還しなければならない。

(1) 第6条第1項の規定により貸付けの決定が取り消されたとき。

(2) 大学修学資金の貸付けを受けた者が、次のアからカまでのいずれかに該当するとき。

ア 大学を卒業した日から1年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格しなかったとき。

イ 医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から臨床研修を受けなかったとき。

ウ 医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から臨床研修を受けた場合において、当該臨床研修を中止したとき。

エ 臨床研修を修了した日の属する月の翌月から医師として指定公的医療機関に引き続き勤務しなかったとき。

オ 臨床研修を修了した日の属する月の翌月から医師として指定公的医療機関に引き続き勤務した場合において、当該引き続き勤務期間が3年に達し

なかったとき（前条第1項第3号に該当するときは除く。）。

カ 前条第1項第1号に規定する引き続き勤務期間が3年に達した日の属する月の翌月の初日から同日から起算して4年を経過する日までの間において、医師として指定公的医療機関に2年以上勤務しなかったとき（前条第1項第3号に該当するときは除く。）。

(3) 大学院修学資金又は研修資金の貸付けを受けた者が、大学院の課程又は臨床研修等を修了した日の属する月の翌月から医師として指定公的医療機関に当該貸付けを受けた期間に相当する期間引き続き勤務しなかったとき（前条第1項第3号に該当するときは除く。）。

（違約金等）

第9条 知事は、修学資金等の貸付けを受けた者が前条の規定に該当する場合は、当該貸付けをした日から貸付期間が満了した日（前条第1号の規定に該当するときは、当該貸付けの決定を取り消した日）までの期間に応じ、貸し付けた額につき年10パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。

2 知事は、修学資金等の貸付けを受けた者が修学資金等を正当な理由なく返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。前項の違約金を納入すべき日までにこれを納入しなかったときも、同様とする。

3 知事は、特別の事情があると認めるときは、第1項の違約金又は前項の遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（返還の猶予）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間、貸し付けた修学資金等の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 修学資金の貸付けを受けた者が、第6条第1項の規定により貸付けの決定が取り消された後も引き続き当該大学の医学部又は当該大学の大学院に在学しているとき その在学する期間

(2) 修学資金等の貸付けを受けた者が、心身の故障、災害その他やむを得ない理由により、修学資金等を返還することが困難であると認められるとき その理由が継続する期間

（返還の債務の減免）

第11条 知事は、修学資金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金等の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 重度の心身障害その他やむを得ない理由により修学資金等を返還することが困難であると認められるとき。

（規則への委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（大学院修学資金及び研修資金の貸付けを行う期間）

2 大学院修学資金及び研修資金の貸付けは、平成26年3月の分までに限って行うものとする。ただし、第6条第4項の規定により貸付期間を延長し、同月の翌月以後の分も貸し付けることとした者については、この限りでない。

（北海道医学及び歯学修学資金貸付条例の廃止）

3 北海道医学及び歯学修学資金貸付条例（昭和45年北海道条例第6号）は、廃止する。

（北海道医学及び歯学修学資金貸付条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道医学及び歯学修学資金貸付条例の規定に基づき修学資金を返還しなければならないこととされている者に係る修学資金については、なお従前の例による。

北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第7号

北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例

北海道行政財産使用料条例（昭和39年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「前3条」を「第2条から前条まで」に、「満たないか」を「満たないとき」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（土地又は建物の使用料の特例）

第4条 前2条の規定にかかわらず、自動販売機（食券用のものその他規則で定めるものを除く。）を設置する場合における土地又は建物の使用許可に係る使用料は、当該土地又は建物の使用許可面積1平方メートル当たり年額1万2,000円とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第8号

北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例

北海道立道民活動センター条例（平成3年北海道条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中「54,600円」を「65,500円」に、「72,900円」を「87,500円」に、「173,200円」を「207,800円」に、「2,750円」を「3,600円」に、「3,550円」を「4,600円」に、「8,800円」を「11,400円」に、「23,100円」を「27,700円」に、「10,700円」を「12,800円」に、「12,900円」を「15,500円」に、「31,200円」を「37,400円」に、「8,750円」を「11,400円」に、「11,500円」を「13,800円」に、「25,600円」を「30,700円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第9号

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
（北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

10 知事等の給料月額は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

(1) 知事 100分の75

(2) 副知事 100分の80

11 知事等（第4条第1項後段に規定する者を含む。）に係る平成20年6月から平成23年12月までの期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 知事 100分の75

(2) 副知事 100分の80

（北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

12 常勤の委員の給料月額は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、別表第1の規定にかかわらず、同表に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

13 常勤の委員（第2条第3項後段に規定する者を含む。）に係る平成20年6月から平成23年12月までの期末手当の額は、同条第4項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の85を乗じて得た額とする。

14 非常勤の委員等のうち、第1条第1号から第11号までに掲げる者の報酬額（月額で定められているものに限る。）は、平成20年4月1日から平成24年

3月31日までの間に限り、別表第2の規定にかかわらず、同表に定める額に100分の91を乗じて得た額とする。

(北海道知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 北海道知事等の退職手当に関する条例(昭和62年北海道条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 知事等が平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額、北海道知事等の給与等に関する条例附則第10項、北海道特別職職員の給与等に関する条例附則第12項及び北海道公営企業管理者の給与等に関する条例附則第11項の規定の適用がないものとした場合の額とする。

(北海道公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 北海道公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和42年北海道条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

11 管理者の給料月額は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

12 管理者(北海道知事等の給与等に関する条例第4条第1項前段に規定する基準日前1月以内に管理者を退任した者を含む。)に係る平成20年6月から平成23年12月までの期末手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条例附則第11項の規定の適用がないものとした場合の同条の規定による額に100分の85を乗じて得た額とする。

(北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和32年北海道条例第89号)の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

12 教育長の給料月額は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に

限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の85を乗じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

13 教育長(第4条第1項後段に規定する者を含む。)に係る平成20年6月から平成23年12月までの期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の82を乗じて得た額とする。

14 教育長が平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に退職した場合における退職手当の額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の90を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第10号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、)」を「6,500円(」に、「ない場合にあっては)」を「ない場合にあっては、)」に改める。

第10条第3項中「扶養親族である配偶者の)」を「配偶者の)」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた)」を「が配偶者のない職員となった)」に改める。

第10条の5第1項第2号を次のように改める。

(2) 当該職員の所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)のうち当該職員その他人事委員会規則で定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員

第10条の5第2項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円

附則に次の4項を加える。

22 給料月額は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、第4条及び第5条（第2項、第3項、第5項及び第10項にあっては、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の92.5（管理職員及び管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員にあっては、100分の91）を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められる額とする。

23 管理職手当の月額は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、第17条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

24 平成20年6月から平成23年12月までの期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、第19条第5項（第19条の4第4項において準用する場合及び育児休業条例第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「得た額（）」とあるのは、「得た額に3分の2を乗じて得た額（）」とする。

25 附則第22項及び前項の規定は、本務として医療業務に従事する医師である職員であって北海道立診療所条例（昭和23年北海道条例第54号）第2条に規定する診療所又は北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）第2条第1項に規定する病院（北海道立子ども総合医療・療育センターを除く。）に勤務するもの（管理職員を除く。）には、適用しない。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額	9 級 給料月額	10 級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000

	17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	172,200	229,500	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	175,600	233,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	177,300	234,900	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	178,800	236,500	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	180,600	238,000	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	182,400	239,500	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	184,200	241,000	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	185,800	242,500	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	187,300	244,000	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	188,800	245,500	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	190,300	247,100	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	191,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	192,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
	39	194,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
	40	195,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	
	41	196,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600	
	42	198,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	543,500	
	43	199,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	544,400	
	44	200,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	545,300	
	45	202,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	546,200	
	46	203,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100			
	47	204,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900			
	48	205,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700			
	49	207,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300			
	50	208,200	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100			
	51	209,300	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900			
	52	210,400	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700			
	53	211,600	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300			
	54	212,600	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700				
	55	213,600	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400				
	56	214,600	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100				
	57	215,600	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800				
	58	216,600	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500				
	59	217,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200				
再任	60	218,600	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900				
用職	61	219,600	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500				

[illegible]

	107		303,900								
	108		304,300								
	109		304,500								
	110		304,900								
	111		305,300								
	112		305,700								
	113		305,900								
	114		306,300								
	115		306,700								
	116		307,100								
	117		307,300								
	118		307,600								
	119		307,900								
	120		308,200								
	121		308,600								
	122		308,900								
	123		309,200								
	124		309,500								
	125		309,900								
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5
		級	級	級	級	級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	162,900	216,200	260,300	313,600	356,300
	2	165,200	218,300	262,100	316,100	358,800
	3	167,500	220,400	263,900	318,600	361,300
	4	169,800	222,500	265,700	321,100	363,800
	5	172,200	224,500	267,300	323,600	366,300
	6	174,700	226,600	269,300	326,100	369,500
	7	177,100	228,700	271,300	328,600	372,700
	8	179,600	230,800	273,300	331,100	375,900
	9	181,800	233,000	275,400	333,600	378,900
	10	184,200	234,900	278,200	336,100	382,000
	11	186,600	236,800	281,000	338,600	385,100
	12	189,100	238,700	283,700	341,100	388,200
	13	191,600	240,600	286,500	343,600	391,200
	14	194,200	242,500	289,300	346,100	394,000
	15	196,900	244,400	292,100	348,600	396,800

16	199,500	246,300	294,800	351,100	399,600
17	201,900	248,200	297,400	353,600	402,500
18	204,600	250,100	300,000	356,100	404,600
19	207,300	252,000	302,600	358,600	406,700
20	210,000	253,900	305,200	361,100	408,800
21	212,600	255,600	307,700	363,600	410,700
22	214,200	257,300	309,400	366,000	412,700
23	215,800	259,000	311,100	368,400	414,700
24	217,400	260,700	312,800	370,800	416,700
25	218,900	262,500	314,400	373,300	418,500
26	220,400	264,300	316,300	375,700	420,300
27	221,900	266,100	318,200	378,100	422,100
28	223,400	267,900	320,100	380,500	423,900
29	225,000	269,600	321,800	382,700	425,500
30	226,100	271,300	323,600	384,900	427,200
31	227,200	273,000	325,400	387,100	428,900
32	228,300	274,700	327,200	389,300	430,600
33	229,500	276,300	328,800	391,400	432,200
34	230,400	278,000	330,400	393,200	433,500
35	231,300	279,700	332,000	395,000	434,800
36	232,200	281,400	333,600	396,800	436,100

再任 用職 員以 外の 職員	37	233, 100	282, 900	335, 300	398, 700	437, 500
	38	234, 000	284, 300	336, 900	400, 200	438, 500
	39	234, 900	285, 700	338, 500	401, 700	439, 500
	40	235, 800	287, 100	340, 100	403, 200	440, 500
	41	236, 800	288, 500	341, 600	404, 500	441, 400
	42	237, 700	289, 800	343, 100	405, 900	442, 200
	43	238, 600	291, 000	344, 600	407, 300	443, 000
	44	239, 500	292, 200	346, 100	408, 700	443, 800
	45	240, 400	293, 500	347, 700	410, 200	444, 500
	46	241, 300	294, 900	349, 100	411, 600	445, 200
	47	242, 200	296, 300	350, 500	413, 000	445, 900
	48	243, 100	297, 700	351, 900	414, 400	446, 600
	49	243, 700	299, 200	353, 200	415, 800	447, 300
	50	244, 400	300, 300	354, 700	416, 700	448, 000
	51	245, 100	301, 400	356, 200	417, 600	448, 700
	52	245, 800	302, 500	357, 700	418, 500	449, 400
	53	246, 400	303, 700	359, 100	419, 200	450, 100
	54	247, 100	304, 800	360, 500	419, 800	450, 800
	55	247, 800	305, 900	361, 900	420, 400	451, 500
	56	248, 500	307, 000	363, 300	421, 000	452, 200
	57	249, 200	308, 200	364, 500	421, 600	452, 900
	58	249, 900	309, 300	365, 800	422, 200	453, 600
	59	250, 600	310, 400	367, 100	422, 800	454, 300
	60	251, 300	311, 500	368, 400	423, 400	455, 000
	61	252, 000	312, 400	369, 600	424, 000	455, 600
	62	252, 700	313, 200	370, 200	424, 600	456, 300
	63	253, 300	314, 000	370, 800	425, 200	457, 000
	64	253, 900	314, 800	371, 400	425, 800	457, 700
	65	254, 400	315, 400	371, 800	426, 400	458, 200
	66	254, 900	316, 100	372, 300	427, 000	458, 900
	67	255, 400	316, 800	372, 800	427, 600	459, 600
	68	255, 900	317, 500	373, 300	428, 200	460, 300
	69	256, 200	318, 300	373, 900	428, 900	460, 800
	70			374, 400	429, 500	461, 500
	71			374, 900	430, 100	462, 200
	72			375, 400	430, 700	462, 900
	73			376, 000	431, 400	463, 400
	74			376, 500	432, 000	464, 100
	75			377, 000	432, 600	464, 800
	76			377, 500	433, 200	465, 500
	77			378, 100	433, 900	466, 000
	78			378, 600	434, 600	466, 700
	79			379, 100	435, 300	467, 400
	80			379, 600	436, 000	468, 100
	81			380, 200	436, 500	468, 600

	82			380, 700	437, 200	
	83			381, 200	437, 900	
	84			381, 700	438, 600	
	85			382, 300	439, 100	
	86			382, 800	439, 800	
	87			383, 300	440, 500	
	88			383, 800	441, 200	
	89			384, 400	441, 700	
	90			384, 900	442, 400	
	91			385, 400	443, 100	
	92			385, 900	443, 800	
	93			386, 500	444, 300	
	94			387, 000	445, 000	
	95			387, 500	445, 700	
	96			388, 000	446, 400	
	97			388, 600	446, 900	
	98			389, 100		
	99			389, 600		
	100			390, 100		
	101			390, 700		
	102			391, 200		
	103			391, 700		
	104			392, 200		
	105			392, 800		
	106			393, 300		
	107			393, 800		
	108			394, 300		
	109			394, 900		
	110			395, 400		
	111			395, 900		
	112			396, 400		
	113			397, 000		
再任 用職 員		219, 600	249, 800	284, 200	326, 400	356, 300

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135, 700	185, 100	275, 300	332, 900	393, 300

2	136,800	187,500	278,100	335,100	396,200	再任	47	219,100	290,100	370,500	420,800	513,900
3	138,000	189,900	280,900	337,300	399,100	用職	48	221,100	291,400	371,800	422,400	515,500
4	139,100	192,300	283,700	339,500	402,000	員以	49	222,900	292,800	372,900	423,800	517,200
5	140,200	194,800	286,300	341,500	404,700	外の	50	224,900	294,100	374,200	425,300	518,700
6	141,500	197,100	289,100	343,600	407,600	職員	51	226,900	295,400	375,500	426,800	520,200
7	142,800	199,400	291,900	345,700	410,500		52	228,900	296,700	376,800	428,300	521,700
8	144,100	201,700	294,700	347,800	413,400		53	230,700	297,900	377,900	429,800	523,000
9	145,200	203,800	297,300	349,900	416,100		54	232,700	299,200	379,000	431,200	524,200
10	146,900	206,100	300,100	352,000	418,900		55	234,700	300,500	380,100	432,600	525,400
11	148,500	208,400	302,900	354,100	421,700		56	236,700	301,800	381,200	434,000	526,600
12	150,100	210,700	305,700	356,200	424,500		57	238,600	302,900	382,100	435,200	527,800
13	151,600	212,900	308,300	358,300	427,400		58	240,100	304,100	383,000	436,600	528,800
14	153,500	215,300	311,100	360,300	430,200		59	241,600	305,300	383,900	438,000	529,800
15	155,400	217,700	313,900	362,300	433,000		60	243,100	306,500	384,800	439,400	530,800
16	157,400	220,100	316,700	364,300	435,800		61	244,500	307,600	385,500	440,600	531,900
17	159,200	222,400	319,300	366,200	438,700		62	245,900	308,700	386,400	441,600	532,800
18	161,300	225,300	321,600	368,200	441,500		63	247,300	309,800	387,300	442,600	533,700
19	163,500	228,200	323,900	370,200	444,300		64	248,700	310,900	388,200	443,600	534,600
20	165,600	231,100	326,200	372,200	447,100		65	250,200	312,100	388,900	444,500	535,600
21	167,800	233,800	328,600	374,100	450,000		66	251,600	313,200	389,700	445,400	536,500
22	170,200	236,600	330,700	376,100	452,700		67	253,000	314,300	390,500	446,300	537,400
23	172,500	239,400	332,800	378,100	455,400		68	254,400	315,400	391,300	447,200	538,300
24	174,800	242,200	334,900	380,100	458,100		69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
25	176,900	245,100	337,100	382,000	460,900		70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
26	179,000	247,800	339,000	384,000	463,500		71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
27	181,100	250,500	340,900	386,000	466,100		72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
28	183,200	253,200	342,800	388,000	468,700		73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
29	185,200	256,000	344,800	389,900	471,300		74	263,000	322,100	395,700	452,200	
30	187,000	258,400	346,500	391,900	473,900		75	264,400	323,200	396,400	453,100	
31	188,800	260,800	348,200	393,900	476,500		76	265,800	324,300	397,100	454,000	
32	190,600	263,200	349,900	395,900	479,100		77	267,000	325,400	397,900	454,700	
33	192,400	265,400	351,400	397,700	481,500		78	268,300	326,400	398,600	455,600	
34	194,300	267,900	352,900	399,500	484,000		79	269,600	327,400	399,300	456,500	
35	196,200	270,400	354,400	401,300	486,500		80	270,900	328,400	400,000	457,400	
36	198,100	272,900	355,900	403,100	489,000		81	272,300	329,500	400,700	458,100	
37	199,800	275,200	357,300	404,800	491,600		82	273,600	330,300	401,400	459,000	
38	201,700	277,100	358,700	406,400	494,100		83	274,900	331,100	402,100	459,900	
39	203,600	279,000	360,100	408,000	496,600		84	276,200	331,900	402,800	460,800	
40	205,500	280,900	361,500	409,600	499,100		85	277,400	332,800	403,400	461,500	
41	207,500	282,600	362,700	411,200	501,700		86	278,700	333,400	404,100		
42	209,400	283,900	364,000	412,800	504,000		87	280,000	334,000	404,800		
43	211,300	285,200	365,300	414,400	506,300		88	281,300	334,600	405,500		
44	213,200	286,500	366,600	416,000	508,600		89	282,400	335,000	406,100		
45	215,100	287,500	367,900	417,600	510,700		90	283,600	335,600	406,800		
46	217,100	288,800	369,200	419,200	512,300		91	284,800	336,200	407,500		

92	286,000	336,800	408,200		
93	287,100	337,200	408,800		
94	288,100	337,700	409,500		
95	289,100	338,200	410,200		
96	290,100	338,700	410,900		
97	290,900	339,300	411,500		
98	291,800	339,800	412,200		
99	292,700	340,300	412,900		
100	293,600	340,800	413,600		
101	294,500	341,400	414,200		
102	295,200	341,900			
103	295,900	342,400			
104	296,600	342,900			
105	297,400	343,500			
106	297,900	344,000			
107	298,400	344,500			
108	298,900	345,000			
109	299,400	345,600			
110	299,800				
111	300,200				
112	300,600				
113	301,000				
114	301,400				
115	301,800				
116	302,200				
117	302,600				
118	303,000				
119	303,400				
120	303,800				
121	304,100				
再任用職員	216,900	262,600	288,800	332,900	393,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円
	1	237,700	323,400	390,600	467,100
	2	240,200	326,500	393,500	469,400

3	242,700	329,600	396,400	471,700
4	245,200	332,700	399,300	474,000
5	247,600	335,600	402,000	476,300
6	251,400	338,900	404,800	478,500
7	255,200	342,200	407,600	480,700
8	259,000	345,500	410,400	482,900
9	262,600	348,600	413,000	485,200
10	266,600	351,800	415,700	487,300
11	270,600	355,000	418,400	489,400
12	274,600	358,200	421,100	491,500
13	278,500	361,300	423,600	493,600
14	282,500	365,000	426,100	495,700
15	286,500	368,700	428,600	497,800
16	290,500	372,400	431,100	499,900
17	294,300	376,000	433,400	502,000
18	297,900	378,800	435,800	504,000
19	301,500	381,600	438,200	506,000
20	305,100	384,400	440,600	508,000
21	308,800	387,300	442,900	509,800
22	312,600	389,900	445,300	511,700
23	316,300	392,500	447,700	513,600
24	320,000	395,100	450,100	515,500
25	323,600	397,500	452,400	517,200
26	326,500	399,800	454,700	519,000
27	329,300	402,100	457,000	520,800
28	332,100	404,400	459,300	522,600
29	335,000	406,800	461,500	524,500
30	337,400	408,900	463,800	526,300
31	339,800	411,000	466,100	528,100
32	342,200	413,100	468,400	529,900
33	344,600	415,300	470,500	531,700
34	347,100	417,300	472,600	533,500
35	349,600	419,300	474,700	535,300
36	352,100	421,300	476,800	537,100
37	354,500	423,400	478,900	538,800
38	356,900	425,400	480,700	540,400
39	359,300	427,400	482,500	542,000
40	361,700	429,400	484,300	543,600
41	364,000	431,500	486,000	545,200
42	365,500	433,300	487,800	546,600
43	367,000	435,100	489,600	548,000
44	368,500	436,900	491,400	549,400
45	370,100	438,800	493,000	550,600
46	371,600	440,600	494,800	551,600
47	373,100	442,400	496,600	552,600

再任用職員以外の職員

	48	374,600	444,200	498,400	553,600			70		468,200	522,000		
	49	375,900	446,100	500,000	554,700			71		468,900	522,900		
	50	376,900	447,900	501,300	555,600			72		469,600	523,800		
	51	377,900	449,700	502,600	556,500			73		470,100	524,600		
	52	378,900	451,500	503,900	557,400			74		470,800	525,500		
	53	380,000	453,400	505,200	558,300			75		471,500	526,400		
	54	380,900	454,600	506,500	559,200			76		472,200	527,300		
	55	381,800	455,800	507,800	560,100			77		472,700	528,100		
	56	382,700	457,000	509,100	561,000			78		473,300	529,000		
	57	383,700	458,200	510,300	561,900			79		473,900	529,900		
	58	384,600	459,200	511,200	562,800			80		474,500	530,800		
	59	385,500	460,200	512,100	563,700			81		475,100	531,600		
	60	386,400	461,200	513,000	564,600			82		475,700	532,500		
	61	387,300	462,100	513,900	565,500			83		476,300	533,400		
	62	387,800	462,800	514,800	566,400			84		476,900	534,300		
	63	388,300	463,500	515,700	567,300			85		477,400	535,100		
	64	388,800	464,200	516,600	568,200			86			536,000		
	65	389,100	464,900	517,500	569,100			87			536,900		
	66		465,600	518,400				88			537,800		
	67		466,300	519,300				89			538,600		
	68		467,000	520,200				再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700
	69		467,500	521,100									

備考 この表は、病院、診療所、保健福祉事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事

備考 この表は、病院、診療所、保健福祉事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	280,200	329,200	376,900
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	282,400	331,400	379,600
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,600	333,600	382,300
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,800	335,800	385,000
	5	145,700	184,500	220,000	248,300	289,000	338,000	387,600
	6	147,500	186,100	221,700	249,900	291,200	340,200	390,300
	7	149,200	187,700	223,400	251,500	293,400	342,400	393,000
	8	150,900	189,300	225,100	253,100	295,600	344,600	395,700
	9	152,600	190,900	226,800	254,700	297,700	346,600	398,300
	10	154,300	192,600	228,600	256,300	299,900	348,800	400,800
	11	156,000	194,300	230,400	257,800	302,100	351,000	403,300
	12	157,800	196,000	232,100	259,300	304,300	353,200	405,800
	13	159,300	197,600	233,900	260,800	306,600	355,200	408,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,700	308,700	357,300	410,300
	15	163,200	200,800	237,100	264,600	310,800	359,400	412,500
	16	165,100	202,400	238,700	266,500	312,900	361,500	414,700

	17	167,000	204,000	240,300	268,200	315,100	363,500	416,800
	18	168,900	205,700	241,900	270,100	317,200	365,600	418,900
	19	170,800	207,400	243,500	272,000	319,300	367,700	421,000
	20	172,700	209,100	245,100	273,900	321,400	369,800	423,100
	21	174,600	210,600	246,700	275,700	323,600	371,700	425,000
	22	176,100	212,200	248,300	277,600	325,600	373,800	426,600
	23	177,600	213,800	249,800	279,500	327,600	375,900	428,200
	24	179,100	215,400	251,300	281,400	329,600	378,000	429,800
	25	180,700	217,000	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400
	26	182,200	218,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700
	27	183,700	220,200	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000
	28	185,200	221,800	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300
	29	186,800	223,400	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700
	30	188,100	225,100	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000
	31	189,400	226,800	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300
	32	190,700	228,500	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600
	33	192,100	230,300	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000
	34	193,500	231,900	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300
	35	194,900	233,500	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600
	36	196,300	235,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900
	37	197,500	236,800	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300
	38	198,800	238,400	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100
	39	200,100	240,000	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900
	40	201,400	241,600	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700
	41	202,600	243,100	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300
	42	203,800	244,600	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100
	43	205,000	246,100	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900
	44	206,200	247,600	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700
	45	207,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300
	46	208,600	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100
	47	209,700	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900
	48	210,800	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700
	49	211,900	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300
	50	212,900	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	
	51	213,900	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	
	52	214,900	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	
再任 用職 員以 外の 職員	53	215,900	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	
	54	216,900	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500	
	55	217,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200	
	56	218,900	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900	
	57	219,900	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500	
	58	220,800	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200	
	59	221,700	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900	
	60	222,600	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600	
	61	223,600	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100	

62	224, 600	272, 600	313, 000	339, 200	382, 400	418, 800
63	225, 600	273, 900	314, 300	339, 900	383, 100	419, 500
64	226, 700	275, 200	315, 600	340, 600	383, 800	420, 200
65	227, 400	276, 400	317, 000	341, 300	384, 400	420, 700
66	228, 300	277, 500	317, 800	342, 000	385, 100	421, 400
67	229, 200	278, 600	318, 600	342, 700	385, 800	422, 100
68	230, 100	279, 700	319, 400	343, 400	386, 500	422, 800
69	230, 800	280, 800	320, 300	344, 100	387, 000	423, 300
70	231, 500	281, 900	321, 100	344, 700	387, 600	
71	232, 200	283, 000	321, 900	345, 300	388, 200	
72	232, 900	284, 100	322, 700	345, 900	388, 800	
73	233, 700	285, 200	323, 500	346, 400	389, 500	
74	234, 500	286, 000	324, 100	347, 000	390, 100	
75	235, 300	286, 800	324, 700	347, 600	390, 700	
76	236, 100	287, 600	325, 300	348, 200	391, 300	
77	236, 700	288, 400	326, 000	348, 700	392, 000	
78	237, 300	289, 000	326, 500	349, 200	392, 600	
79	237, 900	289, 600	327, 000	349, 700	393, 200	
80	238, 500	290, 200	327, 500	350, 200	393, 800	
81	239, 000	290, 900	328, 100	350, 600	394, 500	
82	239, 400	291, 400	328, 600	351, 000	395, 100	
83	239, 800	291, 900	329, 100	351, 400	395, 700	
84	240, 200	292, 400	329, 600	351, 800	396, 300	
85	240, 700	292, 800	330, 200	352, 300	397, 000	
86		293, 100	330, 600	352, 700	397, 600	
87		293, 400	331, 000	353, 100	398, 200	
88		293, 700	331, 400	353, 500	398, 800	
89		294, 100	331, 900	354, 000	399, 500	
90		294, 400	332, 300	354, 400		
91		294, 700	332, 700	354, 800		
92		295, 000	333, 100	355, 200		
93		295, 400	333, 600	355, 700		
94		295, 700	334, 000	356, 100		
95		296, 000	334, 400	356, 500		
96		296, 300	334, 800	356, 900		
97		296, 700	335, 000	357, 400		
98		297, 000	335, 400			
99		297, 300	335, 800			
100		297, 600	336, 200			
101		298, 000	336, 400			
102		298, 300	336, 800			
103		298, 600	337, 200			
104		298, 900	337, 600			
105		299, 200	337, 800			
106			338, 200			

	107			338,600				
	108			339,000				
	109			339,200				
	110			339,600				
	111			340,000				
	112			340,400				
	113			340,600				
再任用職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100

備考 この表は、病院、保健福祉事務所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	286,100	332,700	380,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	288,100	334,900	382,800
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	290,100	337,100	385,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	292,100	339,300	388,200
	5	159,000	188,900	236,300	259,800	293,900	341,500	390,800
	6	160,500	191,300	237,800	261,200	295,800	343,700	393,300
	7	162,000	193,600	239,300	262,600	297,700	345,900	395,800
	8	163,500	195,900	240,800	264,000	299,600	348,100	398,300
	9	164,800	198,300	242,200	265,500	301,600	350,100	400,700
	10	166,500	199,700	243,600	266,900	303,500	352,200	403,100
	11	168,100	201,100	245,000	268,500	305,400	354,300	405,500
	12	169,700	202,500	246,400	270,100	307,300	356,400	407,900
	13	171,200	203,900	247,700	271,700	309,100	358,600	410,300
	14	173,200	205,400	249,000	273,300	310,900	360,700	412,500
	15	175,200	206,900	250,300	274,900	312,700	362,800	414,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,500	314,500	364,900	416,900
	17	179,400	209,800	252,800	278,100	316,400	367,100	419,000
	18	181,500	211,300	254,200	279,600	318,100	369,200	421,200
	19	183,600	212,800	255,600	281,100	319,800	371,300	423,400
	20	185,700	214,300	256,900	282,600	321,500	373,400	425,600
	21	187,800	215,700	258,200	284,200	323,200	375,600	427,600
	22	190,000	217,400	259,600	285,800	324,800	377,800	429,500
	23	192,200	219,100	261,000	287,400	326,400	380,000	431,400
	24	194,400	220,800	262,400	289,000	328,000	382,200	433,300
	25	196,500	222,300	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
	26	197,800	224,000	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
	27	199,100	225,700	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
	28	200,400	227,400	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
	29	201,600	229,200	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700

30	202,900	230,700	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
31	204,200	232,200	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
32	205,500	233,700	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
33	206,800	235,200	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
34	208,100	236,600	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
35	209,400	238,000	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
36	210,700	239,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
37	212,100	240,700	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
38	213,500	242,000	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
39	214,900	243,300	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
40	216,300	244,600	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000
41	217,500	245,800	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
42	218,900	247,100	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
43	220,300	248,400	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
44	221,700	249,700	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
45	223,100	251,000	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
46	224,600	252,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
47	226,100	253,800	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
48	227,600	255,200	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
49	228,900	256,600	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
50	230,300	258,100	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
51	231,700	259,500	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
52	233,100	260,900	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
53	234,400	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
54	235,700	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	
55	237,000	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	
56	238,300	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	
57	239,700	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	
58	241,000	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
59	242,300	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
60	243,600	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
61	244,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
62	246,200	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
63	247,500	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
64	248,800	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
65	250,000	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
66	251,300	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
67	252,700	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
68	254,100	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	450,400	
71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	451,200	
72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	452,000	
73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	452,800	
74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400	453,600	

再任 用職 員以 外の 職員	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000	454,400
	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600	455,200
	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200	456,000
	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800	456,800
	79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400	457,600
	80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000	458,400
	81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500	459,200
	82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100	
	83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700	
	84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300	
	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800	
	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400	
	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000	
	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600	
	89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100	
	90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700	
	91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300	
	92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900	
	93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400	
	94	284,100	319,100	354,700	374,100		
	95	285,100	319,900	355,400	374,600		
	96	286,100	320,700	356,100	375,100		
	97	287,200	321,400	356,600	375,700		
	98	288,100	322,100	357,100	376,200		
	99	289,000	322,800	357,600	376,700		
	100	289,900	323,500	358,100	377,200		
	101	290,700	324,000	358,700	377,800		
	102	291,500	324,600	359,200	378,300		
	103	292,300	325,200	359,700	378,800		
	104	293,100	325,800	360,200	379,300		
	105	293,800	326,200	360,800	379,900		
	106	294,300	326,700	361,300	380,400		
	107	294,800	327,200	361,800	380,900		
	108	295,300	327,700	362,300	381,400		
	109	295,800	328,200	362,800	382,000		
	110	296,200	328,600	363,300	382,500		
	111	296,600	329,000	363,800	383,000		
	112	297,000	329,400	364,300	383,500		
	113	297,400	329,800	364,800	384,100		
	114	297,800	330,200	365,300			
	115	298,200	330,600	365,800			
	116	298,600	331,000	366,300			
	117	298,900	331,300	366,700			
	118	299,300	331,700				
	119	299,700	332,100				

120	300,100	332,500					
121	300,400	332,700					
122	300,800	333,100					
123	301,200	333,500					
124	301,600	333,900					
125	301,800	334,200					
126	302,200	334,600					
127	302,600	335,000					
128	303,000	335,400					
129	303,200	335,700					
130	303,600	336,100					
131	304,000	336,500					
132	304,400	336,900					
133	304,600	337,200					
134	305,000	337,600					
135	305,400	338,000					
136	305,800	338,400					
137	306,000	338,700					
138	306,400	339,100					
139	306,800	339,500					
140	307,200	339,900					
141	307,400	340,200					
142	307,800	340,600					
143	308,200	341,000					
144	308,600	341,400					
145	308,800	341,700					
146	309,200						
147	309,600						
148	310,000						
149	310,200						
150	310,500						
151	310,800						
152	311,100						
153	311,500						
154	311,800						
155	312,100						
156	312,400						
157	312,800						
再任用職員	234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200

備考 この表は、病院、診療所、保健福祉事務所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）

の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（短時間勤務職員の給料月額の特例）

- 8 短時間勤務職員の給料月額は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、第23条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の92.5（道職員給与条例第17条の2第1項、学校職員給与条例第10条の3第1項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）及び警察職員給与条例第19条の2第1項に規定する管理職員にあっては、100分の91）を乗じて得た額とする。ただし、道職員給与条例の規定に基づく手当の額及び道職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに道職員給与条例第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額、学校職員給与条例の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に基づく手当の額及び学校職員給与条例第18条（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに学校職員給与条例第9条（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに警察職員給与条例の規定に基づく手当の額及び警察職員給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに警察職員給与条例第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第23条第1項の規定により定められる額とする。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

- 第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「329,000」を「330,000」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 5 給料月額は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、第5条第1項から第4項まで（第3項及び第4項にあっては、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の92.5を乗じて得た額とする。ただし、任期付研究員業績手当の額並びに道職員給与条例

の規定に基づく手当の額及び道職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに警察職員給与条例の規定に基づく手当の額及び警察職員給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第5条第1項から第4項まで及び第6項の規定により定められる額とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 10 特定任期付職員の給料月額は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、第7条第1項から第3項まで（第2項及び第3項にあっては、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の92.5を乗じて得た額とする。ただし、特定任期付職員業績手当並びに道職員給与条例の規定に基づく手当、学校職員給与条例の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に基づく手当及び警察職員給与条例の規定に基づく手当の額の算出の基礎となる給料月額は、第7条第1項から第3項まで及び第5項の規定により定められる額とする。
- 11 第3条任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、第8条（第1項にあっては、育児休業条例第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、第8条の規定により定められる額に100分の92.5（道職員給与条例第17条の2第1項、学校職員給与条例第10条の3第1項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）及び警察職員給与条例第19条の2第1項に規定する管理職員にあっては、100分の91）を乗じて得た額とする。ただし、道職員給与条例の規定に基づく手当の額及び道職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに道職員給与条例第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額、学校職員給与条例の規定（市町村立学校職員

給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)に基づく手当の額及び学校職員給与条例第18条(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに学校職員給与条例第9条(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに警察職員給与条例の規定に基づく手当の額及び警察職員給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに警察職員給与条例第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第8条の規定により定められる額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第11号)の一部を次のように改正する。
附則第8項中「第18項」を「第22項」に改める。
附則第11項中「場合」の次に「及び北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合」を加え、「附則第18項」を「附則第22項」に、「第5条まで」を「同じ。)」に、「第5条まで及び」を「同じ。)並びに」に改め、「第10項まで」の次に「と、「第5条の」とあるのは「第5条並びに平成18年改正条例附則第8項から第10項までの」を加える。
(北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 3 北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年北海道条例第5号)の一部を次のように改正する。
附則第2項中「附則第18項」を「附則第22項」に改める。
附則第3項中「附則第19項」を「附則第23項」に改める。
(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)
- 4 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)の一部を次のように改正する。
附則第35項中「北海道職員の給与に関する条例附則第18項」を「北海道職員

の給与に関する条例附則第22項」に、「附則第4項」を「附則第5項」に、「附則第8項及び第9項」を「附則第10項及び第11項」に改める。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

- 5 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号)附則第9項」を「、北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)附則第8項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号)附則第11項」に改める。

北海道部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第11号

北海道部設置条例の一部を改正する条例

北海道部設置条例(昭和27年北海道条例第91号)の一部を次のように改正する。
第2号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 道の総合開発計画に関する事項

第3号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第12号

北海道職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 第1条 北海道職員等の旅費に関する条例(昭和28年北海道条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「兄弟姉妹」の次に「、職員の配偶者の父母及び祖父母並びに重度心身障害者」を加える。

第6条第12項中「ついて、」の次に「実費額又は」を加える。

第17条に次の1項を加える。

- 4 次の各号に掲げる旅行であって任命権者が人事委員会と協議して定めるものの場合における日当の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の定額に、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 早朝に出発する旅行（第3号に掲げる旅行を除く。） 第1項の定額の4分の1に相当する額

(2) 夜間に帰着する旅行（次号に掲げる旅行を除く。） 第1項の定額の4分の3に相当する額

(3) 早朝に出発し、かつ、夜間に帰着する旅行 第1項の定額に相当する額
第21条中「の5日分」を「(以下この条において単に「日当定額」という。)の2日分」に、「の5夜分」を「(以下この条において単に「宿泊料定額」という。)の2夜分」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、赴任の際やむを得ない事情により移転後の住所又は居所以外の場所に宿泊を要した場合は、日当定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額を限度としてその宿泊した日数に応じた日当定額及び宿泊料定額に相当する額を、本文に規定する額に加算した額とする。

第24条の2中「のいずれか」を削り、同条第2号中「25キロメートル以上の場合」を「100キロメートル以上の場合（次号に該当する場合を除く。）」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 旅行が行程100キロメートル以上の場合（公用の自動車（以下「公用車」という。）のみを使用する場合に限る。）には、第17条の規定による額の2分の1に相当する額の日当

第33条を次のように改める。

（支度料）

第33条 支度料の額は、外国旅行に必要な物の賃借料、外国旅行に係る傷害保険の保険料、儀礼品の購入費その他任命権者が人事委員会と協議して定めるものの実費額による。ただし、実費額が別表第2に定める額を超えるときは、同表の定額とする。

第36条の3中「のいずれか」を削り、同条第2号中「25キロメートル以上の場合」を「100キロメートル以上の場合（次号に該当する場合を除く。）」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 旅行が行程100キロメートル以上の場合（公用車のみを使用する場合に限る。）には、第32条の規定による額の2分の1に相当する額の日当
別表第1の1の表の部分を次のように改める。

区 分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
		甲地方	乙地方	
特定職員	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円
特定職員以外の者	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

別表第1の2の表の部分を次のように改める。

鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

（北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「特定職員の旅費」の次に「に係る同条例（第17条第4項を除く。）の規定」を加える。

別表の1の表中「3,800円」を「3,300円」に、「19,000円」を「16,500円」に改める。

（北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第3条 北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「3,800円」を「3,300円」に、「19,000円」を「16,500円」に改める。

(北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 北海道特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年北海道条例第64号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項を削り、同条第3項中「(前項の費用弁償の支給を含む。)」を削り、同項を同条第2項とする。

別表第1中「額は、」を「額は」に改め、「昭和28年北海道条例第38号」の次に「。以下「旅費条例」という。」を加え、「とする」を「とし、内国旅行に係る日当の額は旅費条例第17条第4項の規定の適用がないものとした場合の額に相当する額とする」に改める。

別表第2中「2級の職務にある者の旅費相当額」、「以上の職務にある者の旅費相当額」及び「以下の職務にある者の旅費相当額」の次に「(内国旅行に係る日当の額については、旅費条例第17条第4項の規定の適用がないものとした場合の額に相当する額)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道職員等の旅費に関する条例、北海道知事等の給与等に関する条例、北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び北海道特別職職員の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第13号

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)の一部を次のように改正する。

附則第38項中「平成20年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第14号

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第66号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成20年3月31日」を「平成23年3月31日」に、「43万5,000円」を「42万5,000円」に、「68万5,000円」を「67万5,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(医学研究調査手当に関する経過措置)
- 2 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における北海道職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「同条第2項」とあるのは「北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第13号)附則第2項の規定により読み替えられた同条第2項」と、「42万5,000円」とあるのは「43万円」と、「67万5,000円」とあるのは「68万円」とする。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第15号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例(昭和47年北海道条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「8,797人」を「8,668人」に改め、同号イ中「1,971人」を「1,889人」に改め、同条第9号ア中「2,783人」を「2,931人」に改め、同号イ中「1,385人」を「1,380人」に改め、同条第11号ア中「3万1,439人」を「3万1,415人」に改め、同号イ中「2,247人」を「2,105人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第16号

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章及び第7章 削除」を「第6章 集積区域における課税免除（第7章 削除」

23条・第24条）に改める。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）集積区域 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）

第9条第1項に規定する同意集積区域をいう。

第6章及び第7章を次のように改める。

第6章 集積区域における課税免除

（不動産取得税の課税免除）

第23条 企業立地促進法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十條の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第5条第1

号に規定する期間内に、企業立地促進法第9条第1項に規定する特定事業のための施設（以下「特定事業用施設」という。）で規則で定めるものを集積区域内に設置した指定事業者（企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって規則で定めるものに属する事業を行う者に限る。）については、当該特定事業用施設の用に供する家屋（規則で定める部分に限る。）及びその敷地である土地の取得（企業立地促進法第5条第5項の規定による基本計画の同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税を免除するものとする。

（道固定資産税の課税免除）

第24条 企業立地促進法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十條の地方公共団体等を定める省令第5条第1号に規定する期間内に、特定事業用施設で規則で定めるものを集積区域内に設置した指定事業者（企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって規則で定めるものに属する事業を行う者に限る。）については、当該特定事業用施設の用に供する構築物（企業立地促進法第5条第5項の規定による基本計画の同意の日以後の取得に限り、かつ、規則で定める部分に限る。）に対して課する道固定資産税（当該構築物を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限る。）を免除するものとする。

第7章 削除

第25条及び第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の規定は、平成19年10月30日から適用する。

北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道条例第17号

北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例

北海道立北方四島交流センター条例（平成11年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中「8,110円」を「10,540円」に、「12,480円」を「14,970円」に、「10,810円」を「12,970円」に、「23,950円」を「28,740円」に、「2,530円」を「3,290円」に、「3,920円」を「5,090円」に、「3,130円」を「4,070円」に、「7,520円」を「9,770円」に、「2,400円」を「3,120円」に、「3,730円」を「4,850円」に、「2,970円」を「3,860円」に、「7,150円」を「9,290円」に、「1,060円」を「1,480円」に、「1,760円」を「2,460円」に、「1,410円」を「1,970円」に、「3,140円」を「4,080円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道企画振興部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第18号

北海道企画振興部手数料条例の一部を改正する条例

北海道企画振興部手数料条例（平成12年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表1の項の次に次のように加える。

1の2 行政書士法第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の合格証明書の交付	行政書士試験合格証明書交付手数料	400円	交付申請のとき
---------------------------------------	------------------	------	---------

別表3の項の次に次のように加える。

3の2 不動産の鑑定評価	不動産鑑定業	400円	交付申請
--------------	--------	------	------

に関する法律第24条（同法第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録に関する証明書の交付	者登録証明書交付手数料		のとき
--	-------------	--	-----

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第19号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表12の項の次に次のように加える。

12の2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第32条の規定に基づく登録証明書の書換え交付	建築物清掃業者等登録証明書書換え交付手数料	1,300円	書換え交付申請のとき
12の3 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第32条の規定に基づく登録証明書の再交付	建築物清掃業者等登録証明書再交付手数料	1,300円	再交付申請のとき

別表中17の3の項を17の5の項とし、17の2の項を17の4の項とし、17の項の次に次のように加える。

17の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の許可証又は変更許可証の書換え交付	一般廃棄物処理施設許可証等書換え交付手数料	1,300円	書換え交付申請のとき
17の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の許可証又は変更許可証の再交付	一般廃棄物処理施設許可証等再交付手数料	1,300円	再交付申請のとき

別表中32の9の項を32の15の項とし、32の2の項から32の8の項までを6項ずつ繰り下げ、32の項の次に次のように加える。

32の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第19条の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録証明書の書換え交付	廃棄物再生事業者登録証明書書換え交付手数料	1,300円	書換え交付申請のとき
32の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第19条の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録証明書の再交付	廃棄物再生事業者登録証明書再交付手数料	1,300円	再交付申請のとき
32の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の2の規定	産業廃棄物収集運搬業等許可証書換え交付手数料	1,300円	書換え交付申請のとき

に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可証、同令第10条の6の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可証、同令第10条の14の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証又は同令第10条の18の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可証の書換え交付			
32の5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の2の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可証、同令第10条の6の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可証、同令第10条の14の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証又は同令第10条の18の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可証の再交付	産業廃棄物収集運搬業等許可証再交付手数料	1,300円	再交付申請のとき
32の6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の5の規定に基づく産業廃棄物処理施設の許可証の書換え交付	産業廃棄物処理施設許可証書換え交付手数料	1,300円	書換え交付申請のとき

32の7 廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施行規 則第12条の5の規定に基 づく産業廃棄物処理施設 の許可証の再交付	産業廃棄物処 理施設許可証 再交付手数料	1,300円	再交付申 請のとき
---	----------------------------	--------	--------------

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第20号

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例

北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」を「第36条の2」に改める。

第21条第1項中「公団」を「公社」に改め、同条第3項中「（道の機関を除く。）」を削る。

第30条第1項中「の各号」及び第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) キャンプ場、乗馬場その他の規則で定める施設の建設

第30条第1項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「前4号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号中「宅地（工場用地を含む。）」を「資材置場又は工場用地」に改め、同号を同項第4号とし、同項第7号を同項第5号とする。

第31条の次に次の1条を加える。

（許可に基づく地位の承継）

第31条の2 第30条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は当該許可を受けた者から当該特定の開発行為をする土地の区域内の土地の所有権その他当該特定の開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、知事の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承

継することができる。

2 知事は、前項の承認の申請があった場合において、第30条第3項第4号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、前項の承認をしてはならない。

第35条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「規定による」を削り、「者」の次に「又は第31条の2第1項の承認を受けようとする者」を、「当該許可」の次に「又は承認」を加える。

第5章中第36条の次に次の1条を加える。

（市町村条例との関係）

第36条の2 この章の規定と同等以上の内容を有する条例を制定している市町村の区域で規則で定めるものにおいて行われる特定の開発行為については、この章の規定は、適用しない。ただし、当該条例を制定している市町村以外の市町村の区域にわたる特定の開発行為については、この限りでない。

2 前項の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、当該規則において、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。別表特定開発行為許可申請手数料の項中「1,087,300円」を「1,090,300円」に、「1,203,800円」を「1,206,500円」に改め、同表に次のように加える。

特定の開発行為の許可 に基づく地位の承継の 承認申請手数料	特定の開発行為の許可に基づく地位の承継の承認申請 のとき 18,600円
-------------------------------------	---

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道自然環境等保全条例第30条第1項の許可を受けて行われている同項第1号、第3号又は第6号（工場用地に係る部分を除く。）に掲げる特定の開発行為については、手数料に係る部分を除き、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の北海道自然環境等保全条例中許可に基づく地位の承継及び手数料に係る部分は、同項に規定する特定の開発行為について適用する。

北海道立開拓記念館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第21号

北海道立開拓記念館条例の一部を改正する条例

北海道立開拓記念館条例（昭和46年北海道条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「150円」を「170円」に、「120円」を「130円」に、「450円」を「500円」に、「360円」を「400円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

北海道立開拓の村条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第22号

北海道立開拓の村条例の一部を改正する条例

北海道立開拓の村条例（昭和58年北海道条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中「610円」を「850円」に、「550円」を「770円」に、「480円」を「720円」に、「830円」を「1,160円」に、「680円」を「950円」に、「130円」を「190円」に、「270円」を「400円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第23号

北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例

北海道立オホーツク流水科学センター条例（平成 2 年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「150円」を「220円」に、「120円」を「180円」に、「450円」を「670円」に、「360円」を「540円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第24号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「165の10の項」を「165の 8 の項、165の11の項」に改める。

別表中 1 の 5 の項を 1 の 7 の項とし、1 の 4 の項の次に次のように加える。

1 の 5 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第 6 条の13の規定に基づく保育士試験（平成16年に行われた保育士試験に限る。）の合格通知書の再交付	保育士試験合格通知書再交付手数料	1,100円	再交付申請のとき
1 の 6 児童福祉法施行規則及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第96号）第 1 条の規定による改正前の児童福祉	保育士資格証明書再交付手数料	1,100円	再交付申請のとき

法施行規則第43条の2の 規定に基づく保育士資格 証明書の再交付			
--	--	--	--

別表54の項及び59の項中「4,500円」を「4,600円」に改め、同表65の項の次に次のように加える。

65の2 国民生活金融公庫 法(昭和24年法律第49号) 第18条第3号イの規定に 基づく国民生活金融公庫 が行う生活衛生関係営業 の資金の貸付に必要な 証明書の交付	国民生活金融 公庫の生活衛 生貸付に関 する証明書交 付手数料	1,100円	交付申請 のとき
---	---	--------	-------------

別表99の項中「1,000円」を「1,200円」に、「900円」を「1,000円」に改め、同表中152の9の項を152の14の項とし、152の2の項から152の8の項までを5項ずつ繰り下げ、152の項の次に次のように加える。

152の2 薬事法第36条の 4第1項の規定に基づく 一般用医薬品の販売又は 授与(専ら動物のために 使用されることが目的と されている一般用医薬品 の販売及び授与を除く。) に従事しようとする者の 資質の確認に関する試験 の実施	一般用医薬品 登録販売者試 験手数料	17,600円	願書提出 のとき
152の3 薬事法第36条の 4第1項の規定に基づく 一般用医薬品の販売又は 授与(専ら動物のために	一般用医薬品 登録販売者試 験合格証明書 交付手数料	3,150円	交付申請 のとき

使用されることが目的と されている一般用医薬品 の販売及び授与を除く。) に従事しようとする者の 資質の確認に関する試験 の合格証明書の交付			
152の4 薬事法第36条の 4第2項の規定に基づく 医薬品の販売又は授与 (専ら動物のために使用 されることが目的とされ ている医薬品の販売及び 授与を除く。)に従事し ようとする者の登録の申 請に対する審査	一般用医薬品 販売従事登録 申請手数料	10,000円	登録申請 のとき
152の5 薬事法施行規則 第159条の11第1項の規 定に基づく販売従事登録 証の書換え交付	一般用医薬品 販売従事登録 証書換え交付 手数料	2,150円	書換え交 付申請の とき
152の6 薬事法施行規則 第159条の12第1項の規 定に基づく販売従事登録 証の再交付	一般用医薬品 販売従事登録 証再交付手 料	3,150円	再交付申 請のとき

別表165の4の項中「19,000円」を「22,000円」に改め、同表165の10の項第3欄を次のように改める。

ア 研修時間が53時間の場合 29,000円
イ 研修時間が44時間の場合 22,000円

ウ 研修時間が33時間の場合 17,000円
エ 研修時間が20時間の場合 12,000円

別表中165の10の項を165の11の項とし、165の 9 の項を165の10の項とし、165の 8 の項を165の 9 の項とし、165の 7 の項の次に次のように加える。

165の 8 介護保険法第69条の 7 第 2 項の規定に基づく介護支援専門員の再研修	介護支援専門員再研修手数料	22,000円	受講のとき
---	---------------	---------	-------

別表168の項中「36,200円」を「31,800円」に、「52,200円」を「47,800円」に改め、同表169の項中「14,100円」を「10,200円」に改め、同項の次に次のように加える。

169の 2 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第 1 項第 2 号の規定に基づく独立行政法人福祉医療機構が行う病院の設置等の資金の貸付けに必要な証明書の交付	独立行政法人福祉医療機構の医療貸付けに関する証明書交付手数料	420円	交付申請のとき
---	--------------------------------	------	---------

別表に次のように加える。

175 登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第 37号）第 3 条第 1 号イ(1)及び同号ロ(1)の規定に基づく登記に係る不動産が社会福祉事業の用に供す	社会福祉施設等の登記に係る証明書交付手数料	420円	交付申請のとき
---	-----------------------	------	---------

るものである旨を証する書類の交付			
176 登録免許税法施行規則第 8 条第 2 号の規定に基づく登記に係る不動産が病院、診療所又は介護老人保健施設の用に供するものである旨を証する書類の交付	農業協同組合連合会が取得した病院等の登記に係る証明書交付手数料	420円	交付申請のとき

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第25号

北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例

北海道立衛生学院条例（昭和36年北海道条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「3,100円」を「5,600円」に改め、同項第 2 号中「5,650円」を「7,400円」に改め、同項第 3 号中「9,600円」を「9,900円」に改める。

附 則

- この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項第 1 号の改正規定は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 平成21年 3 月31日において現に北海道立衛生学院の学生であった者で同日後引き続き同一の学科の学生として在籍するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立衛生学院条例第 5 条第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第26号

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例

北海道立看護学院条例（昭和45年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3,100円」を「5,600円」に、「5,650円」を「7,400円」に、「9,600円」を「9,900円」に改める。

第4条第2項第1号中「5,600円」を「7,200円」に改め、同項第2号中「1万1,000円」を「1万3,200円」に改める。

附 則

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定（「3,100円」を「5,600円」に改める部分に限る。）は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成21年3月31日において現に北海道立看護学院の学生であった者で同日後引き続き同一の学科の学生として在籍するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立看護学院条例第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第27号

北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例

北海道立衛生研究所条例（昭和24年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表中「275,300円」を「275,700円」に、「76,900円」を「82,700円」に、「64,600円」を「68,200円」に、「14,800円」を「15,900円」に、「48,500円」を「52,500円」に、「41,700円」を「44,900円」に、「61,200円」を「65,500円」に、「490円」を「600円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第28号

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「一般被保険者（法第70条第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。以下同じ。）」を「被保険者」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に、「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改め、同項第2号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に、「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に改め、同号ウ中「事業」の次に「（法第72条の5に規定する特定健康診査等に係るものを除く。）その他の国民健康保険事業」を加える。

第5条中「同条」を「同項」に改める。

附則に次の3項を加える。

- 退職被保険者等所属市町村（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。）について、第3条第1項の規定を適用する場合においては、同項第1号中「被保険者に係る所得及び被保険者」とあるのは「一般被保険者（法附則第6条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る所得及び一般被保険者」と、同項第2号ア中「被保険者に」とあるのは「一般被保険者に」と、「第2条第2項」とあるのは「第2条第2項及び政令附則第4条」と、「同条第1項第1号」とあるのは「政令第2条第1項第1号」と、同号イ中「第70条第1項第2号」とあるのは「附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第70条第1項第2号」とする。

6 平成25年3月31日までの間、市町村（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、第3条第1項第2号イの規定を適用する場合においては、同号イ中「第70条第1項第2号」とあるのは、「附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項第2号」とする。

7 平成25年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第5項の規定により読み替えられた第3条第1項第2号イの規定を適用する場合においては、同号イ中「附則第9条第1項」とあるのは、「附則第22条の規定により読み替えられた、法附則第9条第1項」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例第3条第1項第2号ア及び附則第5項の規定は、平成20年4月1日以後に行われる療養の給付並びに同日以後に行われる療養に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給に要する費用並びに同日以後の療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用について適用し、同日前に行われた療養の給付並びに同日前に行われた療養に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の支給に要する費用並びに同日前の療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要した費用については、なお従前の例による。この場合において、この条例による改正前の北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例第3条第1項第2号ア中「特定療養費」とあるのは、「入院時生活療養費、保険外併用療養費」とする。

北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第29号

北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例
北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成5年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第30号

北海道心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

北海道心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「2万円」を「5万円」に改め、同項第2号中「5万円」を「12万5,000円」に改め、同項第3号中「10万円」を「25万円」に改め、同条第3項第1号中「2万円」を「5万円」に改め、同項第2号中「5万円」を「12万5,000円」に改め、同項第3号中「10万円」を「25万円」に改める。

第11条の2第2項第1号中「3万円」を「7万5,000円」に改め、同項第2号中「5万円」を「12万5,000円」に改め、同項第3号中「10万円」を「25万円」に改め、同条第3項第1号中「3万円」を「7万5,000円」に改め、同項第2号中「5万円」を「12万5,000円」に改め、同項第3号中「10万円」を「25万円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

加入時の年齢又は口数の追加の承認時の年齢	掛 金 月 額
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円

55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において共済制度に加入している者及び同日において他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であってこの条例の施行後に北海道心身障害者扶養共済制度条例（以下「共済制度条例」という。）第3条第2項の規定により共済制度に加入したもの（以下これらを「改正前加入者」という。）に係る掛金の納付については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 昭和54年10月1日以後昭和61年4月1日前に加入した改正前加入者であって加入時の年齢が45歳以上であった者及び同日以後に加入した改正前加入者 共済制度条例第5条第1項中「加入を認められた日の属する月から、規則」とあるのは「規則」と、「別表第2」とあるのは「北海道心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成20年北海道条例第30号）附則別表第1」として、同項の規定を適用する。
- (2) 前号に掲げる者以外の改正前加入者 共済制度条例第5条第1項中「加入を認められた日の属する月から、規則で定めるところにより、加入時の」とあるのは「規則で定めるところにより、昭和61年4月1日における」と、「別表第2」とあるのは「北海道心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成20年北海道条例第30号）附則別表第2」と、「20年」とあるのは「25年」として、同項の規定を適用する。
- (3) 施行日前に共済制度条例第4条の3第2項の規定により口数の追加の承認を受けた者 共済制度条例第5条第2項中「別表第2」とあるのは、「北海道心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成20年北海道条例第30号）附則別表第1」として、同項の規定を適用する。
- 3 改正前加入者が扶養する心身障害者の死亡に係る弔慰金については、この条

例による改正後の共済制度条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第2項第1号中「5万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「12万5,000円」とあるのは「7万5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」として、同項の規定を適用する。

- 4 改正前加入者が共済制度条例第4条の3第2項の規定による承認を受けた場合（施行日前に承認を受けた場合に限る。）に支給する弔慰金については、改正後の条例第11条第3項第1号中「5万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「12万5,000円」とあるのは「7万5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」として、同項の規定を適用する。
- 5 改正前加入者に支給する脱退一時金については、改正後の条例第11条の2第2項第1号中「7万5,000円」とあるのは「4万5,000円」と、同項第2号中「12万5,000円」とあるのは「7万5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」として、同項の規定を適用する。
- 6 改正前加入者が共済制度条例第4条の3第2項の規定による承認を受けた場合（施行日前に承認を受けた場合に限る。）に支給する脱退一時金については、改正後の条例第11条の2第3項第1号中「7万5,000円」とあるのは「4万5,000円」と、同項第2号中「12万5,000円」とあるのは「7万5,000円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」として、同項の規定を適用する。
- 7 施行日前の心身障害者の死亡に係る弔慰金及び施行日前になされた脱退の申出又は口数の減少の申出に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

附則別表第1（附則第2項関係）

加入時の年齢又は口数の追加の承認時の年齢	掛 金 月 額
35歳未満	5,600円
35歳以上40歳未満	6,900円
40歳以上45歳未満	8,700円
45歳以上50歳未満	10,600円
50歳以上55歳未満	11,600円
55歳以上60歳未満	12,800円
60歳以上65歳未満	14,500円

附則別表第2（附則第2項関係）

昭和61年 4月 1日における年齢	掛 金 月 額
35歳未満	5,600円
35歳以上40歳未満	6,900円
40歳以上45歳未満	8,700円
45歳以上	10,600円

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第31号

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

北海道立児童福祉施設条例（昭和36年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の表乳児院の部を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。
（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）
- 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第25条の2第1項第1号中「若しくはこれらに準ずる施設又は道立の乳児院」を「又はこれらに準ずる施設」に改める。

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第32号

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改

正する。

別表19の項の次に次のように加える。

19の2 採石法施行規則 （昭和26年通商産業省令第6号）第8条の13の規定に基づく合格証又は認定証の再交付	採石業務管理者試験合格証等再交付手数料	450円	再交付申請のとき
---	---------------------	------	----------

別表80の項の次に次のように加える。

80の2 砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第14条の規定に基づく合格証又は認定証の再交付	砂利採取業務主任者試験合格証等再交付手数料	450円	再交付申請のとき
---	-----------------------	------	----------

別表86の項の次に次のように加える。

86の2 職業能力開発促進法施行令第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の合格証明書の交付	技能検定合格証明書交付手数料	450円	交付申請のとき
---	----------------	------	---------

別表に次のように加える。

97 貸金業法第3条第1項の規定に基づく登録（同条第2項の規定に基づく登録の更新を含む。）に関する証明書の交付	貸金業者登録証明書交付手数料	450円	交付申請のとき
98 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進によ	地域限定通訳案内士試験手	9,900円	願書提出のとき

る国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第26条第2項の規定に基づく地域限定通訳案内士試験の実施	数料		
99 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第36条第2項において準用する通訳案内士法第18条の規定に基づく地域限定通訳案内士の登録の申請に対する審査	地域限定通訳案内士登録申請手数料	5,200円	登録申請のとき
100 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第36条第2項において準用する通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく登録証の訂正	地域限定通訳案内士登録証訂正手数料	4,100円	登録事項変更届出のとき
101 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第36条第2項において準用する通訳案内士法第24条の規定に基づく登録証の再交付	地域限定通訳案内士登録証再交付手数料	4,100円	再交付申請のとき

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道計量検定所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第33号

北海道計量検定所条例の一部を改正する条例

北海道計量検定所条例（平成12年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「計量に」を「計量若しくは計量士の登録に」に改める。

別表1の事項中「197,200円」を「212,400円」に改め、同表2の事項中「1,350円」を「1,500円」に改め、同表3の事項中「146,900円」を「145,100円」に改め、同表4の事項中「143,800円」を「192,300円」に改め、同表5の事項中「447,000円」を「441,400円」に改め、同表6の事項中「31,600円」を「30,000円」に改め、同表7の事項中「48,800円」を「48,200円」に改め、同表8の事項中「1,950円」を「1,900円」に改め、同表9の事項中「890円」を「880円」に改め、同表10の事項中「440円」を「430円」に改め、同表16の事項中「41,600円」を「44,700円」に改め、同事項を同表17の事項とし、同表中15の事項を16の事項とし、14の事項を15の事項とし、同表13の事項中「4,700円」を「4,650円」に改め、同事項を同表14の事項とし、同表12の事項中「2,900円」を「2,850円」に改め、同事項を同表13の事項とし、同表11の事項の次に次の1事項を加える。

12 計量法第122条第2項第1号又は第2号の規定に基づく実務の経験その他の条件に適合することを証する書面の交付 1件につき540円

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第34号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項の改正規定のうち同項中「平成19年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号」を「平成20年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号」に改め、同項(36)中「第143条第2項」を「第169条第2項」に改め、同項(37)中「第161条第3項」を「第187条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立工業試験場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第35号

北海道立工業試験場条例の一部を改正する条例

北海道立工業試験場条例（昭和24年北海道条例第84号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「600円以上2万9,480円」を「840円以上3万1,780円」に、「1,720円」を「5,100円」に改める。

第5条第2項第1号ア中「1,600円以上4万2,900円」を「2,160円以上4万8,560円」に改め、同号イ中「2,900円」を「3,680円」に改め、同項第3号中「2,600円以上4万2,900円」を「3,190円以上4万8,560円」に改め、同項第4号中「2,500円」を「2,940円」に改め、同項第5号中「7,600円」を「1万3,200円」に改め、同項第6号中「660円」を「810円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用の申込みがされている施行日以後の北海道立工業試験場の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に申込みがされている試験、分析、設計、図案調整又は派遣指導に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第36号

北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例

北海道立工業技術センター条例（昭和61年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「52,500円」を「54,100円」に、「2,850円」を「3,750円」に改め、同表の2中「1,700円」を「2,500円」に、「1,100円」を「1,600円」に改める。

別表第2の1中「1,350円以上54,300円」を「1,650円以上41,900円」に改め、同表の2中「1,350円以上54,300円」を「2,700円以上55,800円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の承認の申請がされている同日以後の北海道立工業技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北海道立食品加工研究センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第37号

北海道立食品加工研究センター条例の一部を改正する条例

北海道立食品加工研究センター条例（平成3年北海道条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「9,520円」を「1万2,380円」に、「2,440円」を「3,170円」に改める。

第5条第2項第1号中「2,400円」を「2,500円」に改め、同項第2号中「2,400円以上5万5,900円」を「4,040円以上5万6,530円」に改め、同項第3号中「560円」を「650円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立食品加工研究センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第38号

北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例

北海道立地域食品加工技術センター条例（平成 6 年北海道条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 中「30円以上7,820円」を「40円以上10,100円」に、「840円」を「1,000円」に改め、同表の 2 中「2,150円」を「3,380円」に改める。

別表第 2 の 1 中「2,400円以上10,500円」を「2,350円以上11,600円」に改め、同表の 2 中「3,900円以上56,300円」を「4,100円以上67,400円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第39号

北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例

北海道立職業能力開発支援センター条例（平成13年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

区 分	利 用 料 金 の 上 限 額			
	午 前	午 後	夜 間	1 日
1 号 研 修 室	3,320円	4,440円	4,440円	11,600円

2 号 研 修 室	2,270円	3,020円	3,020円	7,910円
3 号 研 修 室	4,640円	6,180円	6,180円	14,920円
実 習 室	20,520円	27,360円	27,360円	71,480円

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第40号

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「3,380円」を「3,840円」に、「2,510円」を「2,810円」に、「1,880円」を「2,010円」に改め、同表 2 の項中「1,170円」を「1,940円」に改め、同表 3 の項中「1,320円」を「1,810円」に改め、同表 4 の項中「4,480円」を「3,060円」に改め、同表 9 の項中「1,930円」を「2,160円」に改め、同表10の項及び11の項中「1,770円」を「1,810円」に改め、同表12の項中「6,090円」を「7,760円」に改め、同表13の項のア中「250円」を「290円」に改め、同項のイ中「260円」を「310円」に改め、同項のカ(イ)中「1,450円」を「1,710円」に改め、同項のキ中「380円」を「410円」に改め、同表14の項のカ中「360円」を「440円」に改め、同項のク中「1,080円」を「1,140円」に改め、同項のケ中「20円」を「30円」に改め、同項のサを削り、同表17の項中「20,160円」を「18,840円」に、「48,330円」を「45,790円」に改め、同表18の項中「4,350円」を「4,250円」に改め、同表19の項中「7,340円」を「7,240円」に改め、同表20の項中「40円」を「50円」に改め、同表21の項中「8,200円」を「8,490円」に改め、同表22の項中「8,200円」を「8,050円」に改め、同表23の項中「30,670円」を「29,260円」に改め、同表24の項中「11,640円」を「11,830円」に改め、同表25の項中「2,140円」を「2,490円」に改め、同表26の項中「3,160円」を「3,510円」に改め、同表27の項中「7,630円」を「7,980円」に改め、同表28の項中「2,140円」を「2,490円」に改め、同

表29の項中「3,160円」を「3,510円」に改め、同項の次に次のように加える。

29の2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用する同法第36条の4第1項の規定に基づく指定医薬品以外の医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の資質の確認に関する試験の実施	動物用医薬品 登録販売者試験手数料	29,650円	願書提出 のとき
29の3 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用する同法第36条の4第1項の規定に基づく指定医薬品以外の医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の資質の確認に関する試験の合格証明書の交付	動物用医薬品 登録販売者試験合格証明書 交付手数料	3,510円	交付申請 のとき
29の4 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく医薬品の販売又は授与（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の販売及び授与に限る。）に従事しようとする者の登録の申請に対する審査	動物用医薬品 販売従事登録 申請手数料	10,330円	登録申請 のとき

別表30の項中「30,670円」を「29,260円」に改め、同表31の項中「11,640円」を「11,830円」に改め、同表に次のように加える。

32 登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）第8条第1号ロの規定に基づく登記に係る不動産が農業倉庫の用に供するものである旨を証する書類の交付	農業倉庫等の 登記に係る証 明書交付手数料	1,000円	交付申請 のとき
--	-----------------------------	--------	-------------

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第41号

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

北海道家畜保健衛生所条例（昭和25年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「9,730円」を「1万2,150円」に、「1万2,650円」を「2万1,850円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道立農業試験場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第42号

北海道立農業試験場条例の一部を改正する条例

北海道立農業試験場条例（昭和25年北海道条例第91号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「1万4,720円」を「1万5,550円」に改め、同項第2号

中「790円」を「810円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第43号

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例

北海道水産林務部手数料条例（平成12年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表17の項中「6,400円」を「6,100円」に改め、同表18の項中「3,500円」を「3,800円」に改め、同表19の項中「3,000円」を「2,400円」に改め、同表20の項中「14,000円」を「14,500円」に改め、同表21の項中「36,000円」を「37,800円」に、「5,900円」を「5,800円」に、「5,100円」を「5,000円」に、「3,600円」を「4,500円」に、「5,700円」を「5,500円」に改め、同表22の3の項中「1,300円」を「1,700円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

北海道立水産試験場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第44号

北海道立水産試験場条例の一部を改正する条例

北海道立水産試験場条例（昭和25年北海道条例第68号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 使用料の額は、1時間以内3,110円以下、1時間を超えるときはその超える時間1時間（使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。）につき2,870円以下で知事が定める。

第5条第2項第1号ア中「5,000円」を「4,810円」に改め、同号イ中「7,800円」を「7,130円」に改め、同項第2号中「9,900円以上3万6,200円」を「8,820円以上3万6,290円」に改め、同項第3号中「600円」を「670円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用の許可の申請がされている施行日以後の北海道立水産試験場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に申込みがされている試験、分析又は鑑定に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道立水産孵化場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第45号

北海道立水産孵化場条例の一部を改正する条例

北海道立水産孵化場条例（昭和27年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号ア中「4,850円」を「3,280円」に改め、同号イ中「6,700円」を「4,850円」に改め、同項第2号中「1万9,000円」を「1万9,240円」に改め、同項第3号ア中「2万1,000円」を「1万6,690円」に改め、同号イ中「5万6,000円」を「4万8,870円」に改め、同項第4号中「600円」を「670円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申込みがされている試験、分析又は鑑定に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第46号

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例

北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の表工作物の設置に係る占用の場合の部第 1 種電柱の項中「1,000円」を「630円」に、「1,050円」を「661円50銭」に、「770円」を「530円」に、「808円50銭」を「556円50銭」に改め、同部第 2 種電柱の項中「1,600円」を「970円」に、「1,680円」を「1,018円50銭」に、「1,200円」を「820円」に、「1,260円」を「861円」に改め、同部第 3 種電柱の項中「2,200円」を「1,300円」に、「2,310円」を「1,365円」に、「1,600円」を「1,100円」に、「1,680円」を「1,155円」に改め、同部第 1 種電話柱の項中「930円」を「560円」に、「976円50銭」を「588円」に、「690円」を「480円」に、「724円50銭」を「504円」に改め、同部第 2 種電話柱の項中「1,500円」を「900円」に、「1,575円」を「945円」に、「1,100円」を「760円」に、「1,155円」を「798円」に改め、同部第 3 種電話柱の項中「2,100円」を「1,200円」に、「2,205円」を「1,260円」に、「1,500円」を「1,000円」に、「1,575円」を「1,050円」に改め、同部その他の柱類の項中「72円」を「56円」に、「75円60銭」を「58円80銭」に、「53円」を「48円」に、「55円65銭」を「50円40銭」に改め、同部共架電線その他上空に設ける線類の項を次のように改める。

共架電線その他 上空に設ける線 類	1メートル につき 1年	6円	6円30銭	5円	5円25銭
-------------------------	--------------------	----	-------	----	-------

別表 2 の表工作物の設置に係る占用の場合の部鉄塔の項中「1,400円」を「1,100円」に、「1,470円」を「1,155円」に、「1,100円」を「950円」に、「1,155円」を「997円50銭」に改め、同部管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項を次のように改める。

0.07メー トル未 満 のもの		24円	25円20銭	20円	21円
---------------------------	--	-----	--------	-----	-----

管（外 径が 0.4メ ートル未 満のも のに限 る。）の 埋設	0.07メー トル以上 0.1メー トル未 満の もの	1メー トルにつ き 1年	34円	35円70銭	29円	30円45銭
	0.1メー トル以上 0.15メー トル未 満の もの		51円	53円55銭	43円	45円15銭
	0.15メー トル以上 0.2メー トル未 満の もの		67円	70円35銭	57円	59円85銭
	0.2メー トル以上 0.3メー トル未 満の もの		100円	105円	86円	90円30銭
	0.3メー トル以上 のもの		130円	136円50銭	110円	115円50銭

別表 2 の表その他の占用の場合の部中「100分の 4」を「100分の 5」に改める。

附 則

- この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 平成20年度に限り、この条例の施行の際現に北海道漁港管理条例第12条第 1 項の規定による許可を受けて存する占用物件（その他の占用の場合の区分に該当するものに限る。）に係るこの条例による改正後の北海道漁港管理条例別表 2 の表単価及び算出方法の欄の規定の適用については、同欄中「100分の 5」